

関連資料(別冊)

水質総量削減とは

根拠: 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和53年改正により導入)

- (1) 人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、5年ごと7次にわたり実施
- (2) 指定項目: 化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん
(窒素、りんは第5次水質総量削減から指定項目に追加)
- (3) 指定水域・指定地域

東京湾

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

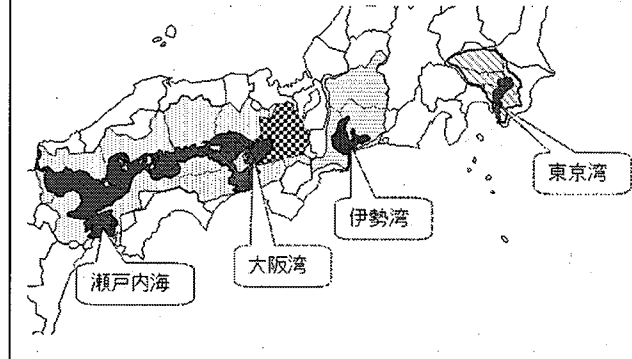
伊勢湾

・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海

・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域

対象海域と対象地域 (20都府県の関係地域)



1

水質総量削減制度の概要

総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

総量削減計画(都府県知事)

発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量、方途等

総量規制基準

・日平均排水量50m³以上の特定事業場に対する負荷量(=濃度×水量)の規制

削減指導等

・小規模事業場等対策
・未規制事業場対策
・農業、畜産農業等

事業の実施

・下水道・浄化槽等の整備
・その処理の高度化

2

総量削減基本方針案の概要

(1)水域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の別に定める。

(2)目標年度

平成31年度

(3)削減目標量

発生源別（生活排水、産業排水、その他）、都府県別に定める。

(4)削減の方途

①削減の方途

- 総量規制基準の設定
- 下水道・浄化槽等の整備
- 小規模事業場等対策
- 農業での対策、養殖での対策 等

②その他関連する施策

- 藻場・干潟の保全、再生
- 底質の改善 等

答申を踏まえて策定

第8次水質総量削減の在り方について

(H27年12月中央環境審議会答申)

東京湾・伊勢湾

⇒今後も水環境改善を進める必要がある

大阪湾 (COD)

⇒今後も水環境改善を進める必要がある

大阪湾 (窒素・りん)

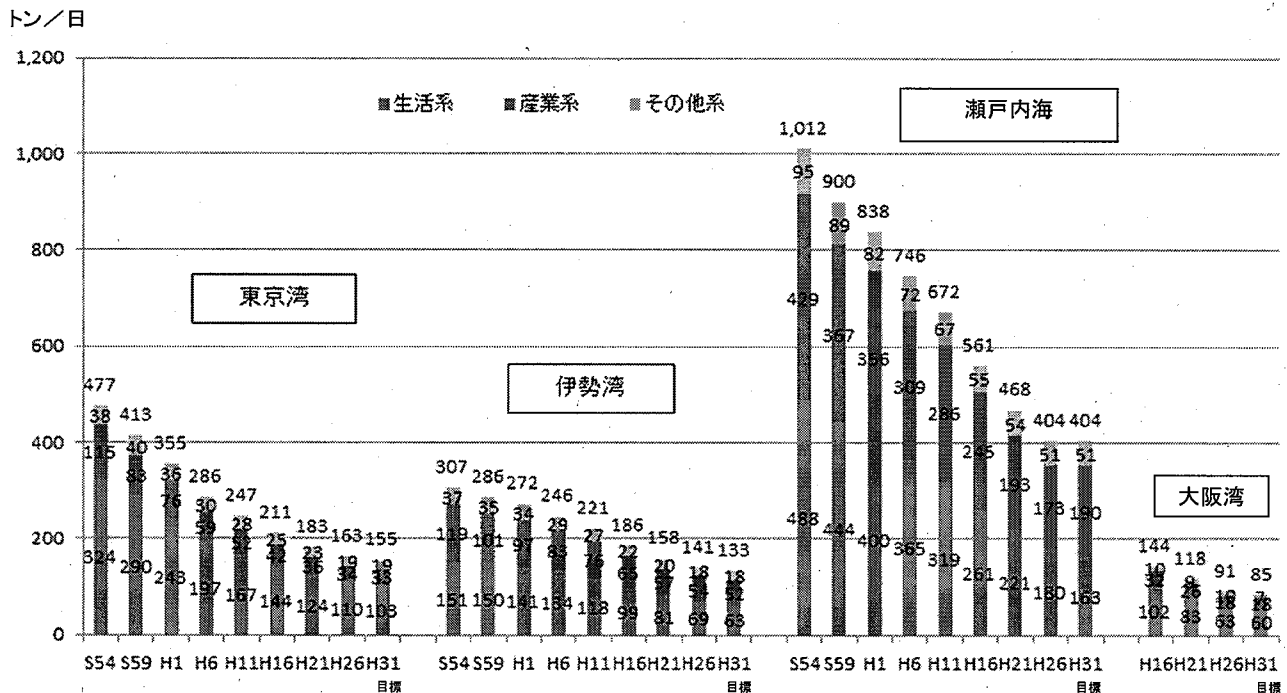
⇒有機汚濁解消の観点から、現在の水質が悪化しないよう必要な対策を講じる

瀬戸内海(大阪湾を除く)

⇒現在の水質が悪化しないよう必要な対策を講じる

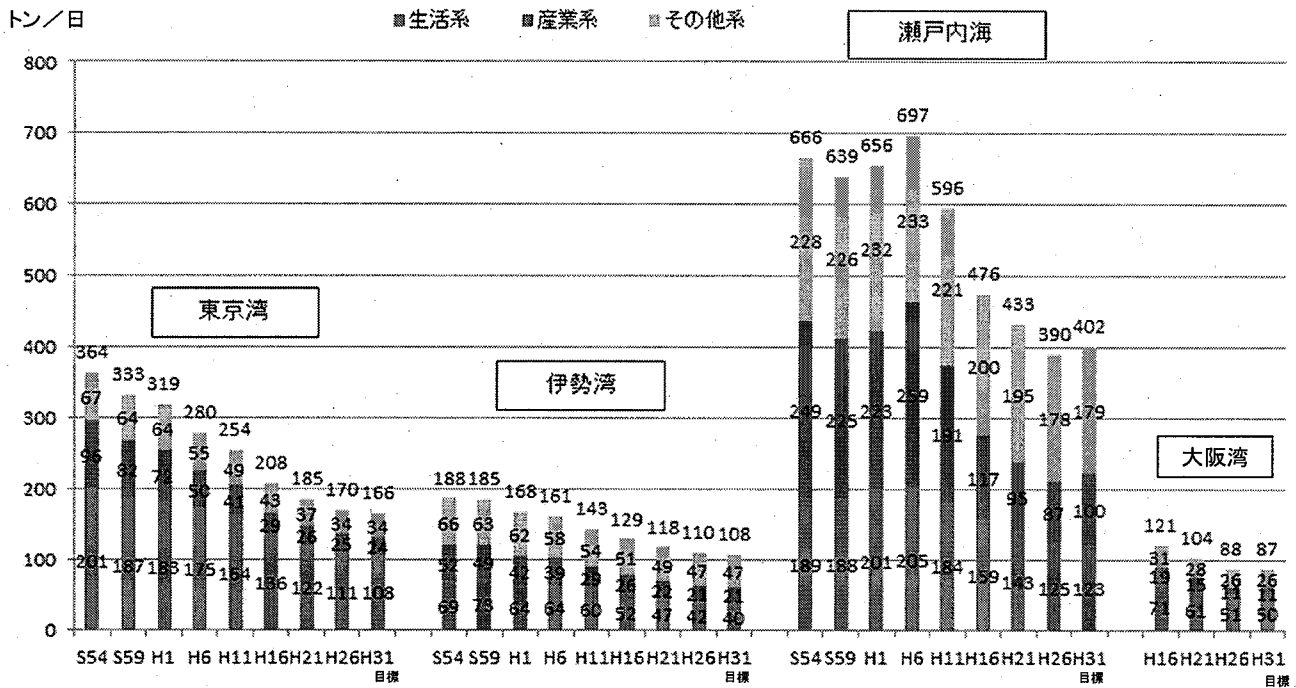
3

汚濁負荷量の推移及び削減目標量(COD)



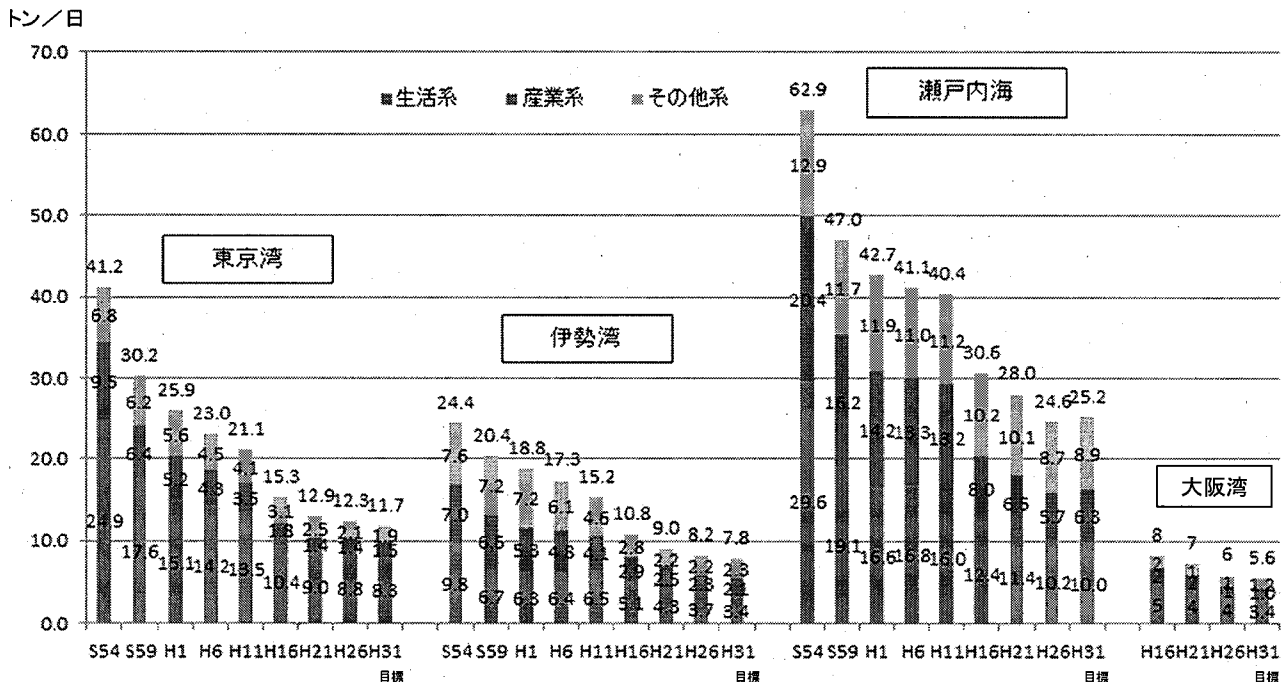
4

汚濁負荷量の推移及び削減目標量(窒素)



(注) 総量削減は第5次から導入。
S54～H6の値は関係都府県のデータの集計による。

汚濁負荷量の推移及び削減目標量(りん)



(注) 総量削減は第5次から導入。
S54～H6の値は関係都府県のデータの集計による。

第8次水質総量削減に係る予定

総量削減基本方針策定
(公害対策会議)(H28.9)



都府県において総量削減計画検討



総量削減計画案の環境大臣協議
(公害対策会議会長(環境大臣)専決)



都府県が総量削減計画策定
(H29.6)

総量規制基準設定方法に係る
環境省告示(H28.8)



都府県において総量規制基準検討



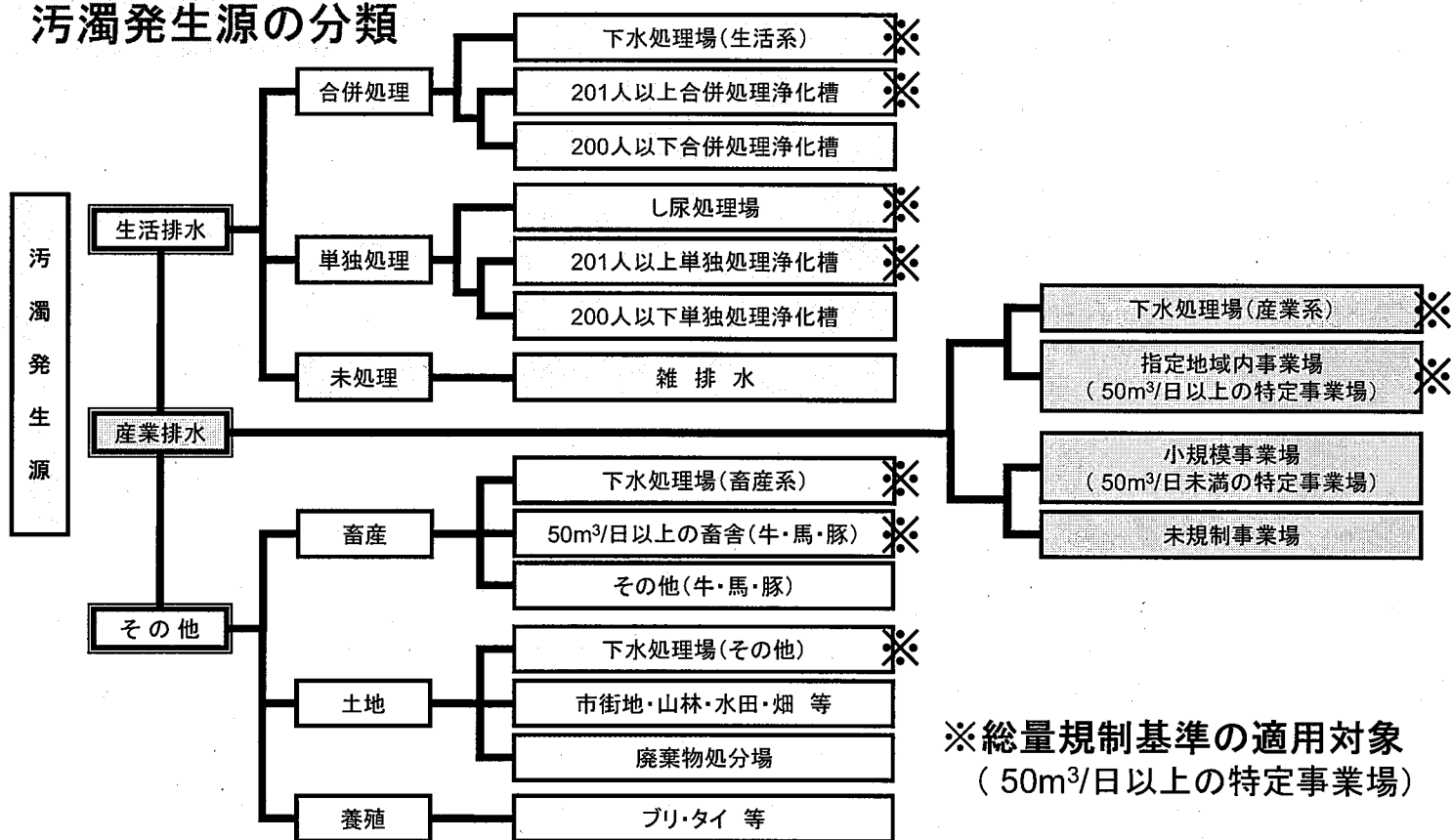
都府県が規制基準を設定(H29.6)



新增設水量について適用(規制基準施行日～)
既設水量について適用(H31.4.1～)

発生源別負荷量の算定方法について

汚濁発生源の分類



※総量規制基準の適用対象
(50m³/日以上の特特定業場)

1

生活排水に係る発生負荷量の算定方法

| | | 水質・原単位等 (A) | 排水量・フレーム (B) | 負荷量 (A) × (B) |
|----------|-----------------------------|--------------------------|-----------------|------------------|
| 指定地域内事業場 | 下水処理場 (生活系) | 実測水質 [mg/L] | 実測排水量 [m³/日] | 各事業場積み上げ |
| | 201人以上合併処理浄化槽 | | | |
| | し尿処理場 | | | |
| | 200人以下合併処理浄化槽 | | | |
| その他 | 201人以上合併処理浄化槽 (50m³/日未満) | 原単位 × (1-除去率) [g/人・日] | 処理人口 [人] | 都府県ごとの集計 |
| | 200人以下合併処理浄化槽 | | | |
| | 201人以上単独処理浄化槽 (50m³/日未満) | | | |
| | 200人以下単独処理浄化槽 | | | |
| | 雑排水 | | | |

注1 201人以上合併処理浄化槽には、各種集落排水施設を含む

注2 浄化槽の除去率は、構造基準、立入調査等における水質測定結果を参考に設定

注3 雑排水の除去率は、啓発等の浸透状況により設定

2

産業排水に係る発生負荷量の算定方法

| | | 水質・原単位等 (A) | 排水量・フレーム (B) | 負荷量 (A) × (B) |
|-----|----------|----------------|------------------------------|------------------|
| 事業場 | 指定地域内 | 実測水質 [mg/L] | 実測排水量 [m ³ /日] | 各事業場積み上げ |
| | その他 | | | |
| その他 | 小規模特定事業場 | 設定水質 [mg/L] | 届出排水量 [m ³ /日] | 都府県ごとの集計 |
| | 未規制事業場 | | 設定排水量 [m ³ /日] | |

注1 小規模特定事業場の設定水質は立入調査等における測定結果等を参考に業種別に設定

注2 未規制事業場の設定水質及び設定排水量は立入調査等における測定結果等を参考に業種別に設定

3

その他の発生源に係る発生負荷量の算定方法

| | | 水質・原単位等 (A) | 排水量・フレーム (B) | 負荷量 (A) × (B) |
|----------|---|--|------------------------------|------------------|
| 指定地域内事業場 | 下水処理場（畜産系） | 実測水質 [mg/L] | 実測排水量 [m ³ /日] | 各事業場 積み上げ |
| | 下水処理場（その他） | | | |
| | 大規模畜舎 | | | |
| その他 | 小規模畜舎及び未規制畜舎 (50m ³ /日未満又は一定規模未満) | 原単位 × (1-除去率) [g/頭・日] | 家畜頭数 [頭] | 都府県ごとの 集計 |
| | 耕種農業、山林、市街地等 | 原単位 [g/ha・日] | 面積 [ha] | |
| | 水産養殖業 | 生産量 × (増肉係数-1) × (配合飼料構成比 × 配合飼料窒素・りん含有率 + 生餌構成比 × 生餌窒素・りん含有率) | | |

注1 小規模畜舎、未規制畜舎(牛房200m²・馬房500m²・豚房50m²未満)の事業場の原単位は、牛、馬、豚の別に設定
除去率については、家畜ふん尿の処理実態等を参考に設定

注2 原単位は、山林、水田、畑・果樹園、市街地等の別に設定

注3 水産養殖業の負荷量算定項目は窒素・りんのみ

4

削減目標量の設定方法について

- 水質汚濁防止法第4条の2第2項第二号において、削減目標量については「指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量」とされている。
- 総量削減基本方針案に掲げた削減目標量は、各都府県における実情等を踏まえて設定することが必要であるため、都府県単位での将来フレームや今後の対策による削減効果等の検討をもとに、次に掲げる方法により発生源別の目標量について調整を行い、これを積み上げて全体の削減目標量を設定している。

5

生活排水に係る削減目標量の設定方法

| | | 水質・原単位等 (A) | 排水量・フレーム (B) | 削減目標量 (A) × (B) |
|----------|--|-------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 指定地域内事業場 | 下水処理場（生活系） | 将来水質 [mg/L] | 将来排水量 [m ³ /日] | 各事業場積み上げ |
| | 201人以上合併処理浄化槽 | | | |
| | し尿処理場 | | | |
| | 201人以上単独処理浄化槽 | | | |
| その他 | 201人以上合併処理浄化槽 (50m ³ /日未満) | 原単位 × (1-将来除去率) [g/人・日] | 将来処理人口 [人] | 都府県ごとの集計 |
| | 200人以下合併処理浄化槽 | | | |
| | 201人以上単独処理浄化槽 (50m ³ /日未満) | | | |
| | 200人以下単独処理浄化槽 | | | |
| | 雑排水 | | | |

注1 201人以上合併処理浄化槽には、各種集落排水施設を含む

注2 将来水質・将来排水量、将来処理人口は下水道の整備計画や浄化槽設置等の将来見通し等に基づき設定

注3 浄化槽の将来除去率は、構造基準、立入調査等における水質測定結果、高度処理化の見通しを参考に設定

注4 雑排水の除去率は、啓発等の浸透予測により設定

6

産業排水に係る削減目標量の設定方法

| | | 水質・原単位等 (A) | 排水量・フレーム (B) | 削減目標量 (A) × (B) |
|--------------|------------|----------------|------------------------------|--------------------|
| 事業場 指定地域内 | 下水処理場（産業系） | 将来水質 [mg/L] | 将来排水量 [m ³ /日] | 各事業場積み上げ |
| | その他 | | | |
| その他 | 小規模特定事業場 | 将来水質 [mg/L] | 将来排水量 [m ³ /日] | 都府県ごとの集計 |
| | 未規制事業場 | | | |

注1 将来水質・将来排水量は下水道の整備計画、負荷量の大きい事業場に対する将来見通しのヒアリング等を踏まえ設定

注2 小規模特定事業場・未規制事業場の将来水質・将来排水量は、将来の下水道の普及見通し、将来の排水処理施設更新等の対策効果、過去からのトレンド等を参考に業種別に設定

7

その他の発生源に係る削減目標量の設定方法

| | | 水質・原単位等 (A) | 排水量・フレーム (B) | 削減目標量 (A) × (B) |
|----------|---|--|------------------------------|--------------------|
| 指定地域内事業場 | 下水処理場（畜産系） | 将来水質 [mg/L] | 将来排水量 [m ³ /日] | 各事業場 積み上げ |
| | 下水処理場（その他） | | | |
| | 大規模畜舎 | | | |
| その他 | 小規模畜舎及び未規制畜舎 (50m ³ /日未満又は一定規模未満) | 原単位 × (1-将来除去率) [g/頭・日] | 将来家畜頭数 [頭] | 都府県ごとの 集計 |
| | 耕種農業、山林、市街地等 | 原単位 [g/ha・日] | 将来面積 [ha] | |
| | 水産養殖業 | 将来生産量 × (増肉係数-1) × (配合飼料 構成比 × 配合飼料窒素・りん含有率 + 生餌構成 比 × 生餌窒素・りん含有率) | | |

注1 将来水質、将来排水量は下水道の整備計画、事業場へのヒアリング等を踏まえ設定

注2 小規模畜舎、未規制畜舎(牛房200m²・馬房500m²・豚房50m²未満)の事業場の原単位は、牛、馬、豚の別に設定
将来除去率については、家畜ふん尿の適正管理の状況予測をもとに設定

注3 原単位は、山林、水田、畑・果樹園、市街地等の別に設定。将来面積は、将来の土地利用計画等を参考に設定。
可能な場合、対策効果を踏まえた除去率を設定

注4 水産養殖業の負荷量算定項目は窒素・りんのみ。将来生産量は事業計画や過去のトレンド等を参考に設定

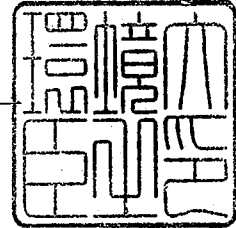
8



環水大水発第 1609301 号
平成 28 年 9 月 30 日

三重県知事 鈴木 英敬 殿

環境大臣 山本 公一



化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本
方針（伊勢湾）の策定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、「化
学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」
を次のとおり定めたので、通知します。

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針

(伊勢湾)

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成23年6月15日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）は、なおその効力を有する。

1. 削減の目標

発生源別及び県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

| | 削減目標量 | (参考) 平成26年度における量 |
|------|-------|---------------------|
| 生活排水 | 63 | 69 |
| 産業排水 | 52 | 54 |
| その他 | 18 | 18 |
| 総量 | 133 | 141 |

表2 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

| | 削減目標量 | (参考) 平成26年度における量 |
|-----|-------|---------------------|
| 岐阜県 | 34 | 36 |
| 愛知県 | 74 | 79 |
| 三重県 | 25 | 26 |
| 総量 | 133 | 141 |

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

| | 削減目標量 | (参考) 平成26年度における量 |
|------|-------|---------------------|
| 生活排水 | 40 | 42 |
| 産業排水 | 21 | 21 |
| その他 | 47 | 47 |
| 総量 | 108 | 110 |

表4 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

| | 削減目標量 | (参考) 平成26年度における量 |
|-----|-------|---------------------|
| 岐阜県 | 29 | 30 |
| 愛知県 | 57 | 58 |
| 三重県 | 22 | 22 |
| 総量 | 108 | 110 |

(3) リン含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

| | 削減目標量 | (参考) 平成26年度における量 |
|------|-------|---------------------|
| 生活排水 | 3.4 | 3.7 |
| 産業排水 | 2.1 | 2.3 |
| その他 | 2.3 | 2.2 |
| 総量 | 7.8 | 8.2 |

表6 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

| | 削減目標量 | (参考) 平成26年度における量 |
|-----|-------|---------------------|
| 岐阜県 | 1.8 | 1.9 |
| 愛知県 | 4.4 | 4.6 |
| 三重県 | 1.6 | 1.7 |
| 総量 | 7.8 | 8.2 |

2. 目標年度

目標年度は平成31年度とする。

3. 汚濁負荷量の削減の方途

伊勢湾における水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水について、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。

加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。

(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。

また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。

(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。

(4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。

(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。

(3) 底質からの窒素及びりんを抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。

(4) 貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。

(5) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。

(6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。

(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。

(参 考)

伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量

| | |
|------------------|---------|
| (1) 化学的酸素要求量について | |
| 平成26年度における総量 | 129トン/日 |
| 目標年度における総量 | 121トン/日 |
| (2) 窒素含有量について | |
| 平成26年度における総量 | 103トン/日 |
| 目標年度における総量 | 101トン/日 |
| (3) リン含有量について | |
| 平成26年度における総量 | 7.3トン/日 |
| 目標年度における総量 | 6.9トン/日 |

水質総量削減基本方針（東京湾・伊勢湾） 対照表

| 第8次総量削減基本方針（案） | 第7次総量削減基本方針 | 第8次水質総量削減の在り方答申 | 第7次水質総量削減の在り方答申 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| (略) | (略) | | |
| 1 削減の目標 (略) | 1 削減の目標 (略) | | |
| 2. 目標年度 目標年度は平成 <u>31</u> 年度とする。 | 2. 目標年度 目標年度は平成 <u>26</u> 年度とする。 | | |
| 3. 汚濁負荷量の削減の方途 (略) | 3. 汚濁負荷量の削減の方途 (略) | <p>(1) 汚濁負荷削減対策 (略)</p> <p><u>ア</u> 水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、第8次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。具体的には、以下に掲げる各種対策が考えられ、関係者、関係機関の協力を得つつ推進することが必要である。</p> <p><u>なお、大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から必要な対策を推進することが必要である。</u></p> | <p>(1) 汚濁負荷削減対策 (略)</p> <p>水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾においては、第7次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。(略)</p> |

| 第8次総量削減基本方針（案） | 第7次総量削減基本方針 | 第8次水質総量削減の在り方答申 | 第7次水質総量削減の在り方答申 |
|--|--|---|--|
| <p>(1) <u>生活排水について</u>、<u>地域の実状に応じ</u>、<u>下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。</u> 加えて、<u>合流式下水道の改善の取組を推進すること。</u></p> <p>(2) <u>指定地域内事業場について</u>、<u>これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。</u></p> <p>また、<u>小規模特定事業場、未規制事業場等について</u>、<u>上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</u></p> | <p>(1) <u>下水道整備を促進するほか</u>、<u>地域の実状に応じ</u>、<u>浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに</u>、<u>生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。</u> 加えて、<u>合流式下水道の改善の取組を推進すること</u></p> <p>(2) <u>指定地域内事業場について</u>、<u>これまで行われてきた汚濁負荷削減の取組実績と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。</u></p> <p>また、<u>小規模特定事業場、未規制事業場等について</u><u>上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</u></p> | <p>(ア) <u>生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの</u>、<u>生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから</u>、<u>引き続き、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進めるとともに</u>、<u>窒素及びりんに係る汚濁負荷削減のための高度処理化を推進する。</u>加えて、<u>合流式下水道については</u>、<u>雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。</u></p> <p>(イ) <u>指定地域内事業場に係る負荷量に関しては</u>、<u>7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。</u>こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。</p> <p>(ウ) <u>総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては</u>、<u>引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。</u></p> | <p>・<u>生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの</u>、<u>生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから</u>、<u>下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。</u>また、<u>窒素及びりんに係る汚濁負荷削減のために高度処理化を推進する。</u>加えて、<u>合流式下水道については</u>、<u>雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。</u></p> <p>・<u>指定地域内事業場に係る負荷量に関しては</u>、<u>6次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。</u>こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。</p> <p>・<u>総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては</u>、<u>引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。</u></p> |

| 第8次総量削減基本方針（案） | 第7次総量削減基本方針 | 第8次水質総量削減の在り方答申 | 第7次水質総量削減の在り方答申 |
|--|---|--|---|
| <p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。</p> | <p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理や高度利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。</p> | <p>(エ) 農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。</p> <p>畜産農業については、家畜排せつ物処理施設や指導體制の整備による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等を推進する。</p> <p>(オ) 養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。</p> <p>イ 大阪湾を除く瀬戸内海においては、生活排水対策を進め、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、例えば栄養塩類に着目した下水処理場における季節別運転管理など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進していく必要がある。</p> | <p>・農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進する。</p> <p>・畜産農業については、家畜排せつ物処理施設の補完的又は性能向上を目指した整備や、指導體制の整備等による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等の高度利用等を推進する。</p> <p>・養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。</p> |

| 第8次総量削減基本方針（案） | 第7次総量削減基本方針 | 第8次水質総量削減の在り方答申 | 第7次水質総量削減の在り方答申 |
|--|---|--|---|
| (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。 | (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。 | | |
| <p>4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項</p> <p>(1) <u>干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。</u></p> <p>(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。</p> <p>(3) <u>底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。</u></p> <p>(4) <u>貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。</u></p> | <p>4. その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>(1) 残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生の推進を図ること。</p> <p>(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。</p> <p>(3) <u>浚渫や覆砂等の底質改善対策の推進を図ること。</u></p> | <p>(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等</p> <p>(ア) 水質浄化機能等を有する多くの干潟・藻場が失われてきているため、今後、<u>干潟・藻場の分布状況把握など基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出を推進する必要がある。</u></p> <p>(イ) 水質改善に資する取組として、<u>海域中の自然にある栄養塩類のみを吸収させて生育させる藻類養殖、人為的には餌を与えずに自然にある懸濁物質やプランクトンを餌として生育させる貝類養殖等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源管理計画等により、水生生物の安定的な漁獲を一層推進する必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため、浚渫や覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ推進していく必要がある。</u></p> <p>(エ) 海砂等の採取跡である大規模な窪地は、<u>貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ、今後も引き続き</u></p> | <p>(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等</p> <p>水質浄化機能等を有する多くの干潟・藻場が失われてきているので、今後、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生を推進する必要がある。</p> <p>また、<u>水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩だけを吸収させて生育させる藻類養殖、人為的には餌を与えずに自然にある懸濁物質、プランクトンを餌として生育させる貝類養殖等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源回復計画などにより、水生生物の安定的な漁獲を一層推進する。</u></p> <p>また、<u>底質からの栄養塩類の溶出を抑制するため、浚渫や覆砂等の底質改善対策を推進していく必要がある。</u></p> <p>加えて、<u>指定水域においては、海砂等の採取跡である大規模な窪地が点在しており、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている。このため、大規模な窪地の埋戻しによる周辺海域</u></p> |

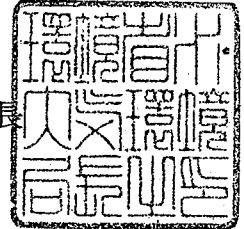
| 第8次総量削減基本方針（案） | 第7次総量削減基本方針 | 第8次水質総量削減の在り方答申 | 第7次水質総量削減の在り方答申 |
|---|--|---|---|
| <p>(5) <u>新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。</u></p> <p>(6) <u>このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。</u></p> <p>(7) <u>その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。</u></p> | <p>(4) <u>その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずること。</u></p> | <p>埋戻しを実施していく必要がある。</p> <p>(オ) <u>水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める必要がある。</u></p> <p>(カ) <u>このような対策の実施に当たっては、国や地方公共団体等の関係行政機関はもちろん、NPOや漁業者、企業など地域の多様な主体が有機的に連携して総合的に取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に応じてそのための仕組みづくり等を進めていく必要がある。</u></p> <p>(キ) <u>このような対策を実施する者（NPOや漁業者、企業など）に対し、その活動が促進されるよう、必要な支援に努める必要がある。</u></p> | <p>の水環境の改善効果を把握・評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを実施していく必要がある。</p> |
| <p>(参考) (略)</p> | <p>(参考) (略)</p> | | |

環水大水発第 1609091 号

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英敬 殿

環境省水・大気環境局長



化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示について

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部改正が、平成 28 年 9 月 5 日環境省告示第 80 号、同第 81 号及び同第 82 号により告示された。

ついては、各告示に基づき、下記の事項に留意して適正に総量規制基準を設定されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 C値の設定について

第8次水質総量削減の実施に向けて、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）第1条の5に規定する都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（COD）、第1条の6に規定する都道府県知事が定める一定の窒素含有量及び第1条の7に規定する都道府県知事が定める一定のりん含有量（以下これらを「C値」という。）を定めるに当たっては、平成27年12月の中央環境審議会答申「第8次水質総量削減の在り方について」及び平成28年5月の中央環境審議会答申「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」を踏まえ、次のことに留意されたい。

(1) 東京湾、伊勢湾及び大阪湾に係るC値の設定

東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、今後も水環境改善を進める必要があり、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。なお、大阪湾については、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要がある。

今回の告示の一部改正では、こうした考え方を踏まえ、以下のとおり東京湾及び伊勢湾においてはCOD、窒素及びりん、大阪湾においてはCODについて、C値の範囲の見直しを行った。

- ・ 特定排出水の水質を現状よりも悪化させない観点から、C値の上限値を都府県が定めたC値の最大値まで引き下げる。
- ・ C値の範囲が強化されていない業種等の区分及び既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種等の区分について、特定排出水の濃度が特に高い指定地域内事業場の水質改善を進める観点から、それぞれ平成26年度における負荷量最大日濃度の95%値までC₀の上限値を引き下げる。

総量規制基準の設定に当たっては、以上のことに十分留意するとともに、これまで指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮されたい。

(2) 瀬戸内海（大阪湾を除く）に係るC値の設定

大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域の水質と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないよう、生活排水対策を進め、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施していく必要がある。

また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ順応的な取組を推進していく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、大阪湾を除く瀬戸内海においては、COD、窒素及びりん
C値の範囲は変更しないこととした。

総量規制基準の設定に当たっては、以上のことに十分留意されたい。

2 特別の総量規制基準の適用

規則第1条の5第2項に規定する Q_{cj} の都道府県知事が定める日は平成3年7月1日とし、同項に規定する Q_{ci} の都道府県知事が定める日は、昭和55年7月1日とされたい。

また、規則第1条の6第2項に規定する Q_{ni} の都道府県知事が定める日及び第1条の7第2項に規定する Q_{pi} の都道府県知事が定める日は、平成14年10月1日とされたい。

3 総量規制基準の公示

総量規制基準の公示に当たっては、総量規制基準の算式、業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。）、業種その他の区分ごとのC値、適用期日等、総量規制基準の適用のために必要な事項について公示されたい。

なお、総量規制基準の適用期日に関し、各告示の附則第2項における都道府県知事が定める総量規制基準の適用の日については、別途環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室が発出する事務連絡を参照されたい。

事務連絡

平成 28 年 9 月 5 日

関係都府県総量削減担当者 様

環境省水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る
業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部改正について

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件（平成 28 年環境省告示第 80 号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件（平成 28 年環境省告示第 81 号）、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件（平成 28 年環境省告示第 81 号）の告示が平成 28 年 9 月 5 日付けで公布・施行されましたのでお知らせします。

本告示は、都道府県知事が、水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき総量規制基準を定めるに当たって、環境大臣が、水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 5 第 3 項、第 1 条の 6 第 3 項及び第 1 条の 7 第 3 項に基づき化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについて、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を定めるものです。

関係都府県におかれましては、本告示の範囲内において総量規制基準を定めてくださいますようお願いいたします。

(担当)

環境省水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室 坂口、中西

Phone: 03-5521-8319

E-mail: YASUHIRO_NAKANISHI@env. go. jp

●水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（総量削減基本方針関係抜粋）
 ●水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（総量削減基本方針関係抜粋）

水質汚濁防止法

（総量削減基本方針）

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係る地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2

総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを目的とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量

二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量

三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む）

水質汚濁防止法施行令

（指定項目、指定水域及び指定地域）

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | | |
|-----------|------------------------------------|---------------|
| 化学的酸素要求量 | 館山市洲崎から三浦市釧崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 | 別表第二第一号に掲げる区域 |
| 窒素又はりん含有量 | 愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 | 別表第二第二号に掲げる区域 |
| | 館山市洲崎から三浦市釧崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 | 別表第二第一号に掲げる区域 |
| | 愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 | 別表第二第二号に掲げる区域 |

※化学的酸素要求量については、法第四条の二及び令第四条の二では、東京湾と伊勢湾のみ指定されているが、瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の三により、瀬戸内海も対象となる。

む。

3 環境大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならぬ。

5 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(総量削減計画)

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画(以下「総量削減計画」という。)を定めなければならない。

2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

二 前号の削減目標量の達成の方途

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

4 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公告しなければならない。

6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

| | |
|--|---------------|
| 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同県から福岡県妙見灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域 | 別表第二第三号に掲げる区域 |
|--|---------------|

(法第四条の二第二項第二号に掲げる総量)

第四条の三 法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。